

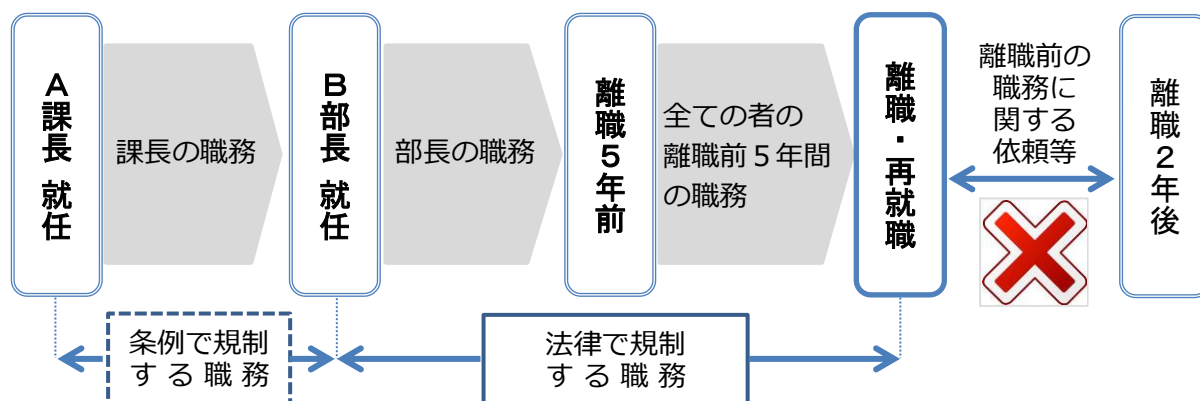
# 再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例について

地方公務員法の一部改正に伴い、県を離職した後に再就職した者による依頼等の規制並びに再就職の状況の届出及び公表について定める。

## 1 再就職者による依頼等の規制（対象範囲の定め）

地方公務員法の改正により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前の職務に関し、現職職員への依頼等が規制される。この「離職前の職務」の範囲について、法律により直接規制される離職前5年間や部長級の職にあったときの職務等に加え、条例により課長級の職にあったときの職務も対象とする。

《例》



## 2 再就職状況の届出・公表

営利企業等に再就職した元職員に対して、条例により、離職後2年間、再就職に関する情報の届出を義務付ける。

また、条例により、届出に係る事項に関して公表を行う。

現 在	⇒	平成 28 年 4 月から
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 根 拠 要綱</li><li>○ 対 象 者 警察職員・教員等を除く、全ての離職者</li><li>○ 届出時期 離職翌年度の4月（1回）</li><li>○ 公表内容 氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位 等</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 根 拠 条例</li><li>○ 対 象 者 <u>警察職員・教員等を含む、管理職にあった離職者</u> * 一般行政職員は全ての離職者</li><li>○ 届出時期 <u>離職後2年間、再就職の都度</u></li><li>○ 公表内容 氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位 等</li></ul>

## 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（改正法の施行と同日）